

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第18条第1項にもとづき申請を行なった託送供給等約款（2020年10月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、Ⅲ（料金）および附則15（料金についての特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については、小数点以下第3位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 (円)	円 (円)
接続送電サービス		
接続送電サービス料金		
電灯定額接続送電サービス		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	39.30 (0.25)	3.57 (0.02)
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	78.62 (0.52)	7.15 (0.05)
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	157.22 (1.02)	14.29 (0.09)
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	235.84 (1.54)	21.44 (0.14)
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	393.06 (2.56)	35.73 (0.23)
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	393.06 (2.56)	35.73 (0.23)
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	117.40 (0.77)	10.67 (0.07)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	234.81 (1.53)	21.35 (0.14)
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	234.81 (1.53)	21.35 (0.14)
電灯標準接続送電サービス		
基本料金		
19（接続送電サービス）(2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	176.00 (0.00)	16.00 (0.00)

(注) () 内には、変更額を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 (円)	円 (円)
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合		
接続送電サービス契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	126.50 (0.00)	11.50 (0.00)
接続送電サービス契約電流 5 アンペア	63.25 (0.00)	5.75 (0.00)
接続送電サービス契約電流 15 アンペア	189.75 (0.00)	17.25 (0.00)
電力量料金		
1 キロワット時につき	8.91 (0.07)	0.81 (0.01)
電灯時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	176.00 (0.00)	16.00 (0.00)
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合		
接続送電サービス契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	126.50 (0.00)	11.50 (0.00)
接続送電サービス契約電流 5 アンペア	63.25 (0.00)	5.75 (0.00)
接続送電サービス契約電流 15 アンペア	189.75 (0.00)	17.25 (0.00)
電力量料金		
昼間時間		
1 キロワット時につき	9.83 (0.07)	0.89 (0.00)
夜間時間		
1 キロワット時につき	7.65 (0.07)	0.70 (0.01)
電灯従量接続送電サービス		
1 キロワット時につき	11.80 (0.07)	1.07 (0.00)
動力標準接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	583.00 (0.00)	53.00 (0.00)
19 (接続送電サービス) (2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	423.50 (0.00)	38.50 (0.00)

(注) () 内には、変更額を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 (円)	円 (円)
電力量料金		
1キロワット時につき	8.99 (0.07)	0.82 (0.01)
動力時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	583.00 (0.00)	53.00 (0.00)
19 (接続送電サービス) (2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	423.50 (0.00)	38.50 (0.00)
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	9.94 (0.07)	0.90 (0.00)
夜間時間		
1キロワット時につき	7.74 (0.07)	0.70 (0.00)
動力従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	18.55 (0.07)	1.69 (0.01)
高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	687.50 (0.00)	62.50 (0.00)
電力量料金		
1キロワット時につき	2.78 (0.07)	0.25 (0.00)
高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	687.50 (0.00)	62.50 (0.00)
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	3.13 (0.07)	0.28 (0.00)
夜間時間		
1キロワット時につき	2.31 (0.07)	0.21 (0.01)
高圧従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	14.05 (0.07)	1.28 (0.01)
特別高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	456.50 (0.00)	41.50 (0.00)
電力量料金		
1キロワット時につき	1.45 (0.07)	0.13 (0.00)

(注) () 内には、変更額を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 (円)	円 (円)
特別高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	456.50 (0.00)	41.50 (0.00)
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	1.60 (0.07)	0.15 (0.01)
夜間時間		
1キロワット時につき	1.27 (0.07)	0.12 (0.01)
特別高圧従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	8.93 (0.07)	0.81 (0.00)
1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い		
ピークシフト割引額		
ピークシフト電力1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	583.00 (0.00)	53.00 (0.00)
特別高圧で供給する場合	387.20 (0.00)	35.20 (0.00)
臨時接続送電サービス		
臨時接続送電サービス料金		
電灯臨時定額接続送電サービス		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	3.49 (0.02)	0.32 (0.00)
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	6.96 (0.04)	0.63 (0.00)
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合	6.96 (0.04)	0.63 (0.00)
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	69.62 (0.42)	6.33 (0.04)
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合	69.62 (0.42)	6.33 (0.04)
電灯臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1キロワット時につき	9.79 (0.00)	0.89 (0.00)
動力臨時定額接続送電サービス		
臨時接続送電サービス契約電力1キロワット1日につき	125.19 (0.43)	11.38 (0.04)

(注) () 内には、変更額を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 (円)	円 (円)
動力臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1キロワット時につき	10.77 (0.00)	0.98 (0.00)
高圧臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1キロワット時につき	3.32 (0.00)	0.30 (0.00)
特別高圧臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1キロワット時につき	1.72 (0.00)	0.16 (0.00)
予備送電サービス		
予備送電サービス料金		
予備送電サービスA		
予備送電サービス契約電力1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	79.20 (0.00)	7.20 (0.00)
特別高圧で供給する場合	70.40 (0.00)	6.40 (0.00)
予備送電サービスB		
予備送電サービス契約電力1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	100.10 (0.00)	9.10 (0.00)
特別高圧で供給する場合	100.10 (0.00)	9.10 (0.00)

(注) () 内には、変更額を内数として記載

(2) 附則 15 (料金についての特別措置) に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 (円)	円 (円)
接続送電サービス		
接続送電サービス料金		
電灯定額接続送電サービス		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	39.05 (0.00)	3.55 (0.00)
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	78.10 (0.00)	7.10 (0.00)
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	156.20 (0.00)	14.20 (0.00)
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	234.30 (0.00)	21.30 (0.00)
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	390.50 (0.00)	35.50 (0.00)
100ワットをこえる1灯につき100ワットまで ごとに	390.50 (0.00)	35.50 (0.00)
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	116.63 (0.00)	10.60 (0.00)

(注) () 内には、変更額を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 (円)	円 (円)
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	233.28 (0.00)	21.21 (0.00)
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	233.28 (0.00)	21.21 (0.00)
電灯標準接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	176.00 (0.00)	16.00 (0.00)
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合		
接続送電サービス契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	126.50 (0.00)	11.50 (0.00)
接続送電サービス契約電流 5 アンペア	63.25 (0.00)	5.75 (0.00)
接続送電サービス契約電流 15 アンペア	189.75 (0.00)	17.25 (0.00)
電力量料金		
1 キロワット時につき	8.84 (0.00)	0.80 (0.00)
電灯時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	176.00 (0.00)	16.00 (0.00)
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合		
接続送電サービス契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	126.50 (0.00)	11.50 (0.00)
接続送電サービス契約電流 5 アンペア	63.25 (0.00)	5.75 (0.00)
接続送電サービス契約電流 15 アンペア	189.75 (0.00)	17.25 (0.00)
電力量料金		
昼間時間		
1 キロワット時につき	9.76 (0.00)	0.89 (0.00)
夜間時間		
1 キロワット時につき	7.58 (0.00)	0.69 (0.00)
電灯従量接続送電サービス		
1 キロワット時につき	11.73 (0.00)	1.07 (0.00)

(注) () 内には、変更額を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 (円)	円 (円)
動力標準接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	583.00 (0.00)	53.00 (0.00)
19 (接続送電サービス) (2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	423.50 (0.00)	38.50 (0.00)
電力量料金		
1キロワット時につき	8.92 (0.00)	0.81 (0.00)
動力時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	583.00 (0.00)	53.00 (0.00)
19 (接続送電サービス) (2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	423.50 (0.00)	38.50 (0.00)
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	9.87 (0.00)	0.90 (0.00)
夜間時間		
1キロワット時につき	7.67 (0.00)	0.70 (0.00)
動力従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	18.48 (0.00)	1.68 (0.00)
高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	687.50 (0.00)	62.50 (0.00)
電力量料金		
1キロワット時につき	2.71 (0.00)	0.25 (0.00)
高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	687.50 (0.00)	62.50 (0.00)
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	3.06 (0.00)	0.28 (0.00)

(注) () 内には、変更額を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 (円)	円 (円)
夜間時間		
1 キロワット時につき	2.24 (0.00)	0.20 (0.00)
高圧従量接続送電サービス		
1 キロワット時につき	13.98 (0.00)	1.27 (0.00)
特別高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	456.50 (0.00)	41.50 (0.00)
電力量料金		
1 キロワット時につき	1.38 (0.00)	0.13 (0.00)
特別高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	456.50 (0.00)	41.50 (0.00)
電力量料金		
昼間時間		
1 キロワット時につき	1.53 (0.00)	0.14 (0.00)
夜間時間		
1 キロワット時につき	1.20 (0.00)	0.11 (0.00)
特別高圧従量接続送電サービス		
1 キロワット時につき	8.86 (0.00)	0.81 (0.00)
臨時接続送電サービス		
臨時接続送電サービス料金		
電灯臨時定額接続送電サービス		
1 日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	3.47 (0.00)	0.32 (0.00)
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	6.92 (0.00)	0.63 (0.00)
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	6.92 (0.00)	0.63 (0.00)
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	69.20 (0.00)	6.29 (0.00)
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	69.20 (0.00)	6.29 (0.00)
動力臨時定額接続送電サービス		
臨時接続送電サービス契約電力 1 キロワット 1 日につき	124.76 (0.00)	11.34 (0.00)

(注) () 内には、変更額を内数として記載